

行政記録の活用方策に関する検討状況

- 「行政記録に基づき集計された統計の印刷物等による公表状況調査結果」（平成 10 年 6 月 総務庁統計局統計基準部）
 - ・ 「申請負担軽減対策」（平成 9 年 2 月 10 日閣議決定）に基づいて、統計基準部が各府省の統計作成部局に対して実施した調査結果。行政記録を基に集計し、公表している統計を省庁別に整理。約 200 件。（添付資料 1）

- 「行政記録の活用方策に関する検討結果報告」（平成 12 年 5 月）
 - ・ 「統計行政の新中期構想」に基づき、①個別情報ファイルの統計的利用の実例、②統計調査の抽出枠として活用、③公開情報の統計的利用、の 3 つの視点で整理。（添付資料 2）

- 報告者負担軽減検討会議及び同WGにおける検討（平成 15 年 12 月～18 年 3 月）
 - ・ 「統計行政の新たな展開方向」に基づき、これまでの議論を整理。検討対象とした商業登記、雇用保険法に基づく行政記録の活用について担当部局からヒアリングを実施。（添付資料 3）

- 経済センサス（仮称）の創設に関する検討会（平成 16 年～18 年 3 月）
 - ・ 調査対象の的確な把握及び報告者負担軽減等の観点から、行政記録情報から、事業所・企業の名称、所在地等の情報や経理情報を入手するため、各府省保有の行政記録情報の利用可能性について確認。（添付資料 4）

添付資料 1

○ 「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定) 【抜粋】

規制緩和を推進するに当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することがきわめて重要である。今日、簡素で効率的な行政、国民の主体性が生かされる行政及び質の高い行政サービスを実現するため、情報通信技術の飛躍的な発展をも踏まえ、許認可や補助金等に係る申請、届出又は諸種の統計調査等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図る必要がある。このため、申請等に伴う手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを迅速かつ強力に推し進め、今世紀中に申請等に伴う国民の負担感を半減することを目標として本対策の実施に取り組む。

3 統計調査の簡素合理化

- (1) 各省庁は、所管するすべての統計調査について、統計調査見直し計画の最終年度である平成11年度(1999年度)を待たずに、原則として平成10年度(1998年度)末までに、報告者負担の軽減の観点からの見直しを概ね完了する。
- (2) 国民の報告負担を軽減しつつ必要な統計を作成するため、行政記録の統計化を進めるための調査に直ちに着手し、平成9年度(1997年度)末をめどに当面の調査結果を取りまとめ、その結果等を踏まえて、行政記録の統計への活用を推進する。
- (3) 原則として、すべての指定統計について平成10年度(1998年度)末までに、調査結果の所在情報案内機能を整備するとともに、行政から国民への電子的提供、国民から行政への電子的アクセスを可能とする。その後、順次承認統計、届出統計及び業務統計に範囲を拡大する。
- (4) 原則として、すべての指定統計の第1報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも月次調査は60日以内、年次・周期調査は1年以内に公表する。

※ 上記(2)の調査について

総務庁統計局統計基準部において、「行政記録に基づき集計された統計の印刷物等による公表状況調査」として実施し、とりまとめた。(次頁参照)

この調査は、平成9年6～7月に総理府ほか24省庁等に対し、行政記録(許認可等のほか、保険・年金等の給付関係記録等業務遂行上得られるすべての記録を含む)を基に集計し、公表(行政機関や国民を対象にして、印刷物等を配布・提供している場合をいう)している印刷物等を調査。

行政記録に基づき集計された統計の印刷物等による公表状況調査結果（総括表）

省庁等名称	公表 対象数	公 表 媒 体							
		図書 等印 刷物	白書 ・ 雑誌	MT	CD	FD	MO	IN	その 他
人 事 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 理 府	1	1	0	0	0	0	0	1	0
公正取引委員会	5	4	1	0	0	0	0	0	0
警 察 庁	9	8	1	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	2	1	1	0	0	0	0	0	0
総 務 庁	7	6	1	0	0	0	0	0	0
北海道開発庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防 衛 庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済企画庁	3	2	0	0	0	0	0	3	0
科学技術庁	3	0	3	0	1	0	0	0	0
環 境 庁	9	8	1	0	1	0	0	0	0
沖縄開発庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国 土 庁	5	3	2	0	0	0	0	4	0
法 務 省	4	2	1	0	1	0	0	1	0
外 務 省	4	4	0	0	0	0	0	1	0
大 蔵 省	23	23	0	1	0	0	0	11	1
文 部 省	2	2	0	0	0	0	0	0	0
厚 生 省	12	11	1	0	0	0	0	1	0
農林水産省	9	8	1	0	0	0	0	1	0
通商産業省	15	13	1	0	0	0	0	1	0
運 輸 省	7	7	1	2	1	0	0	0	0
郵 政 省	17	9	2	0	1	0	0	10	5
労 働 省	13	13	0	0	0	0	0	0	0
建 設 省	11	9	2	0	0	0	0	0	0
自 治 省	50	48	2	1	0	0	0	2	0
計	211	182	21	4	5	0	0	36	6

注 I 「公表媒体」欄については、一つの公表物につき複数の媒体により公表されている場合は、それぞれの媒体に計上している。

II 「印刷物等」とは、結果報告書等の冊子（白書や機関誌・雑誌等に公表データのすべてを掲載して公表しているものを含む。）のほか、フレキシブルディスク等の磁気媒体及びインターネットへの掲載による提供の場合も含む。

III 「公表媒体」欄の略称は、次のとおりである。

「図書等印刷物」：行政記録を集計した統計の報告書等

「白書・雑誌」：白書や雑誌に公表データのすべてを掲載している場合

「MT」：磁気テープの場合

「CD」：CD-ROMの場合

「FD」：フレキシブルディスクの場合

「MO」：光磁気ディスクの場合

「IN」：インターネットに掲載している場合

「その他」：上記以外のもの場合

添付資料 2

○ 「統計行政の新中・長期構想」（平成7年統計審議会答申）

(1) 概要

(7) 行政記録の活用による統計情報収集の抑制

- ・ 行政記録は、行政の対象である個人や世帯及び企業や事業所から報告を求めたデータであり、統計調査と同様に対象者に負担をかけていることから、同じ国の機関が各種の負担をかけることは極力避けるべき。
- ・ 行政情報収集の簡素化・効率化及び報告者負担の軽減の観点から、検討を進めることが重要。
- ・ 行政記録の電算化が進み、統計の作成・公表を容易に行い得る条件が整っているので、可能な限り（業務）統計化を進めるべき。
- ・ 新たな統計需要に基づく新規統計調査等の企画・設計に当たっては、各省庁は行政記録の有無、活用の可否について十分検討し、可能な限り行政記録を活用すべき。
- ・ 行政記録の活用方策については、行政記録の項目や内容と統計として把握することが求められる事項との関係、関連する法制度等との関係、統計化のための手続や手法等に関する専門的・技術的な検討を行うことが必要。

(4) 母集団情報共同利用による調査客体・調査事項の重複回避等

- ・ 報告者負担の軽減の観点から、企業や事業所を対象とした母集団情報をデータベース化し、その共同利用を推進することにより、標本管理の徹底による同一客体への集中の回避、基本的属性事項の利用やデータリンケージにより調査事項の重複回避等を図ることが必要。
- ・ 行政記録を基に逐次整備・更新している母集団情報と全数調査によって整備・更新している母集団情報を用い、「企業・事業所フレーム」における統一事業所コード(仮称)及び本社・支社連結コード(仮称)を整備し、母集団情報の相互利用を行うことによって、調査を簡略化するなど報告者の負担軽減を図ることが必要。

上記検討課題の検討を行うため、平成9年5月、行政記録の統計化を進めるための調査等を実施し、その結果を「行政記録の活用方策に関する検討結果報告」（平成12年5月）として取りまとめた。別添資料参照

報告では、①個別情報ファイルの統計的利用の実例、②統計調査の抽出枠としての活用、③公開情報の統計的利用の3つ視点で整理。また、諸外国における事業所・企業調査フレームの整備状況、行政記録の活用へのニーズについて報告している。

添付資料 3

○ 「統計行政の新たな展開方向」（平成15年各府省統計主管部局長等会議申し合わせ）

(1) 概要

- ・ 行政記録を統計作成等に活用することは、統計調査によるデータ収集の簡素化・効率化及び報告者負担の軽減を図る観点から極めて重要。
- ・ 行政記録は、目的以外の使用禁止や守秘義務に関する規定の存在、データの範囲・内容のバラツキ等があり、その活用が十分ではない。
- ・ 協力が得られない客体、未記入事項の増加等に対するデータ補完の基礎資料、母集団情報整備への活用等が求められており、その積極的な推進が必要。
- ・ 報告者負担の軽減等の観点から、秘密の保護に留意しつつ、統計化等に有用な行政記録の積極的な活用を図ることとし、生産、設備投資、固定資産等の有用な分野から重点的に具体的なデータに基づいてその活用方策の検討を進める。
- ・ 登記簿情報、有価証券報告書等行政記録の電子化の動向に合わせ、その積極的な活用方法の検討を進める。
- ・ 調査票の記入精度の低下等を踏まえ、データ補完の観点から行政記録の活用方策の検討を行う。
- ・ 報告者負担の軽減、結果精度の向上を図る観点から、行政記録を活用した母集団情報の整備・更新を図る。
- ・ 行政記録を保有する各府省の担当者を含めた検討の場を設置し、平成17年度までを目途に、行政記録の具体的活用方策に関する検討を行う。
- ・ 総務省は、各府省と緊密な連携の下、平成17年度を目途に、行政記録を活用して事業所・企業データベースの母集団情報を整備・更新する方策の検討を行う。

(2) 進捗状況

- ・ 「報告者負担軽減検討会議」を平成15年10月に設置し、検討対象行政記録の選定を行い、商業登記、雇用保険法に基づく行政記録の活用について、法務省及び厚生労働省からヒアリングを行った。また、地方公共団体の個人情報保護条例と統計調査との関係について検討を行ったが、統計制度改革検討委員会において、本件に関する検討、提言が行われる状況を受け、平成18年3月に検討の継続を見合わせる事となった。
- ・ 上記会議の下に設けられた「報告者負担軽減検討ワーキンググループ」の構成府省から、平成15年度末までに「統計に活用できると考えられる行政記録の例」として6件（住民基本台帳、課税台帳、商業統計、税務関係の行政記録、社会保険情報、漁船登録データ）、「既に統計に活用している行政記録の例」として13件（住民基本台帳、NPO法人名簿、国土数値情報、雇用保険法に基づく行政記録、労働保険適用台帳、医療法に基づく届出、森林調査簿等）が報告された。

添付資料 4

○ 経済センサスの枠組みについて(平成 18 年3月経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定)

(1) 概要

- ・ 平成 23 年調査については、調査事項のうち経理項目を代替できる業務記録等を用いて記入者の負担を軽減する措置を図る。
- ・ 平成 23 年調査において業務記録等の利活用による報告者負担軽減を行うにあたり、以下の方法により業務記録等の利用を行う。
 - ① 平成 23 年調査の準備調査名簿を作成する前に業務記録等を入手する企業・事業所の名称・所在地(前年度提出の企業・事業所の名称・所在地情報)を入手し、当該情報と平成 23 年調査の準備調査名簿との突合を行い、平成 23 年調査の調査票から経理項目等業務記録により把握可能な事項を除外する。
 - ② 平成 23 年調査で得られた情報(調査票で把握する情報)と業務記録により得られた情報を突合して個別データを作成し、突合後のデータを集計し公表する。
- ・ 現時点で、経済センサス(仮称)に利用するに当たり、提供可能との回答を得ている業務記録等は以下のとおりであり、これについては、当該情報を利用する方向で、平成 23 年調査の実施に向けて調査実施部局において検討する。
 - 国立大学法人損益計算書 ○ 船舶運航事業者(内航旅客船)
- ・ 現時点で、経済センサス(仮称)に利用するにあたり、提供可能との回答を得ていない業務報告等は以下のとおりであり、これについては、経済センサスに関する企画調整のための検討の場において引き続き利用可能性について検討する。
 - 銀行 ○ 信託会社 ○ 信用金庫 ○ 信用組合
 - 証券会社 ○ 投資委託業者 ○ 生命保険業 ○ 損害保険業
 - 私学事業団資料 ○ 人材派遣業
- ・ 現時点で、磁気化が図られていないが、経済センサス(仮称)に提供可能との回答を得ている業務記録等は以下のとおりであり、これについては、当該情報の今後の磁気化等の状況を踏まえ、利用を図る。
 - 鉄道事業者 ○ 軌道事業者 ○ 旅客自動車運送事業者
 - 貨物自動車運送事業者 ○ 外航運航事業者

(2) 進捗状況

- ・ 利用可能との整理を行っていないものを含め、引き続き、経済センサス企画会議における検討の場において検討中。

(参 考)

○ 統計調査等業務の業務・システム最適化計画(平成18年3月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会決定)

● 概要

- ・ 経済センサス(仮称)の検討状況及び実施状況を踏まえ、事業所・企業データベースにおいて整備する母集団情報の基礎となる統計調査を見直すとともに、当該統計調査の実施年から次の実施年までの間においては、法人の設立、解散、商号の変更等に係る商業登記情報、各種統計調査を通じて判明した事業所・企業の新設・改廃の情報、市町村統廃合等に伴う所在情報(住所、郵便番号、市外局番)の変更情報等を用いて、母集団情報の更新を毎月行うものとする。